

<①②④共通チェックシート> 【*1】は住宅省エネ2026キャンペーン公式サイトで確認できます

住宅である

本事業において『住宅』とは、人の居住の用に供する家屋をいいます

住宅の所有者 A～Dに該当する

A.住宅を所有する個人、またはその家族 ※みらいエコに関しては住宅を所有し居住する個人またはその家族

B.住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人

C.借借人

D.共同住宅等の管理組合・管理組合法人

事業者登録している施工業者と工事請負契約書を交わし依頼する【*1】

2025年11月28日以降に工事着手した（する）

製品登録された補助対象商品（支給品・中古品は不可）を利用する【*1】

申請期間を確認する

申請期間は予算上限に達するまで（遅くとも2026年12月31日まで）【*1】

予約申請は予算上限に達するまで（遅くとも2026年11月16日まで）

各事業の補助金申請額が5万円以上になる（なった）【*1】

※①②で交付決定されている場合は④の申請下限額が2万以上になります

過去に当該製品（場所）の国費充当補助金・助成金等を受けたことがない